令和元年5月28日

第 13208 号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

示

○一般競争入札の落札者等 (管 財 課)

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

(税 務 課) 1

(競馬総務課)

○歳入の徴収事務の委託 (経営支援課) 2

○一般競争入札の落札者等

○一般国道の区域の変更

(道路整備課)

○道路の占用を制限する区域の指定

(同)

○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

(経営支援課) 3

○道路の位置の指定公告

示

(建築住宅課)

告

石川県告示第27号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)に規定する特定調達契 約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和元年5月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法 パーソナルコンピュータ 568台 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 石川県総務部管財課 金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 落札者を決定した日 令和元年5月13日
- 4 落札者の名称及び所在地 リコージャパン株式会社 東京都大田区中馬込一丁目3番6号
- 5 落札金額

35.186.400円

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日 平成31年4月1日

石川県告示第28号

石川県税条例(昭和29年石川県条例第23号)第130条第2項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者 の指定を取り消した。

令和元年5月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏名又は名称	代表者名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日	
城南石油株式会社	中 山 茂 夫	金沢市本多町3丁目12-6	令和元年5月9日	

石川県告示第29号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。 令和元年5月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委言	委 託 期 間	
安 記 事 埙	所 在 地	名 称	安 記 朔 囘
石川県産業展示館に係る使用料の徴	金沢市袋畠町南193番地	一般財団法人石川県県	平成31年4月1日から
収事務	並八川表苗町曽195番地	民ふれあい公社	令和2年3月31日まで

石川県告示第30号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、 一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和元年5月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 金沢競馬場清掃業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 石川県競馬事業局競馬総務課 金沢市八田町西1番地
- 3 落札者を決定した日 平成31年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 アサヒ株式会社 金沢市泉が丘2丁目9番3号
- 5 落札金額 28.512.000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日 平成31年2月15日

石川県告示第31号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。 なお、その関係図面は、令和元年5月28日から同年6月11日まで縦覧に供する。

令和元年5月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

财 始 友		道	路	Z T	の	区	域		関係図面の
路線名	変更	の	区	間		旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
金沢市古屋谷町甲15番地先から 金沢市清水谷町カ2番4地先まで			で		旧	8.15 ~ 53.26	1,390.1	県央土木	
3 0 4 号	及び						8.15 ~ 53.26	1,390.1	総合事務所
	金沢市古屋谷町甲15番地先から					新	及び	及び	維持管理課
	金沢市清水谷町カ	2番4均	也先まり	で			$16.77 \sim 135.07$	1,380.2	

石川県告示第32号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。 なお、その関係図面は、令和元年5月28日から同年6月11日まで縦覧に供する。

令和元年5月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	3 0 4 号	金沢市古屋谷町甲15番地先から 金沢市清水谷町カ2番4地先まで	県央土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを 除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな いと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年5月28日



大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見 の概要は、次のとおりである。

令和元年5月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス内灘店

河北郡内灘町字向粟崎り1番3 他2筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成31年1月8日

3 市町の意見の概要

市町名 内灘町

意見の概要

必要な事項については、関係機関と十分に協議を行い、法令等を遵守してください。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和元年5月28日から同年6月28日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス明倫通り店

野々市市堀内四丁目91番地 外54筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 荷さばき施設の位置、廃棄物等の保管施設の位置の変更

公告日 平成31年1月11日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和元年5月28日から同年6月28日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

増穂ヶ浦ショッピングモールアスク

羽咋郡志賀町富来領家町甲の26番地1 外6筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる 時間帯の変更

公告日 平成31年1月11日

3 市町の意見の概要

市町名 志賀町

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和元年5月28日から同年6月28日まで

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 令和元年5月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字太田ろ213番 2、 213番 6 及び農道の無籍地の一部	幅員 6.00m 延長 45.42m	河北郡津幡町字北中条五号 54番地3 加陽産業有限会社	令和元年 5 月15日